

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

## 平成24年度 8月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、残暑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、8月締めの受付台数は11,518台で本年度累計は54,804台、前年度同月比95.7%、前年度累計比97.3%となりました。  
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. エレベーターの昇降路の構造について

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

##### 第129条の2の5第1項第三号

- ・第129条の3(適用の範囲)第1項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。  
ただし、地震時においても昇降機のかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能 …… この限りでない。

(エレベーターの昇降路の構造)

##### 第129条の7第1項第五号ロ

- ・第129条の2の5第1項第三号ただし書きの配管設備で同条の規定に適合するもの



昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件

平成17年6月1日 国土交通省告示第570号

建築基準法施行令第129条の2の5第1項第三号ただし書きに規定する昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
    - イ 昇降機に必要な配管設備
    - ロ 光ファイバー又は光ファイバーケーブル(電気導体を組み込んだものを除く。)でイに掲げるもの以外のもの
    - ハ ロに掲げる配管設備のみを通すための配管設備
  - 二 地震時においても昇降機のかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものであること。
- 三、四 省略

昇降機定期検査実務要綱 2011年版 7-27に記載

#### 2. 既存エレベーターに安全装置を設置する場合の報告様式等について (お知らせ)

先般、大阪府内建築行政連絡協議会のホームページに上記の文書が掲載されておりましたので、紹介させていただきます。

##### ○ 安全装置の設置に関する報告及び写真報告様式

- ・別紙 (1)エレベーターの安全装置の設置報告に添える書類は次による。
- ・建築基準法第12条第5項報告様式 (安全装置)
- ・安全装置写真様式

詳しくは大阪府内建築行政連絡協議会のホームページをご覧ください。

以上